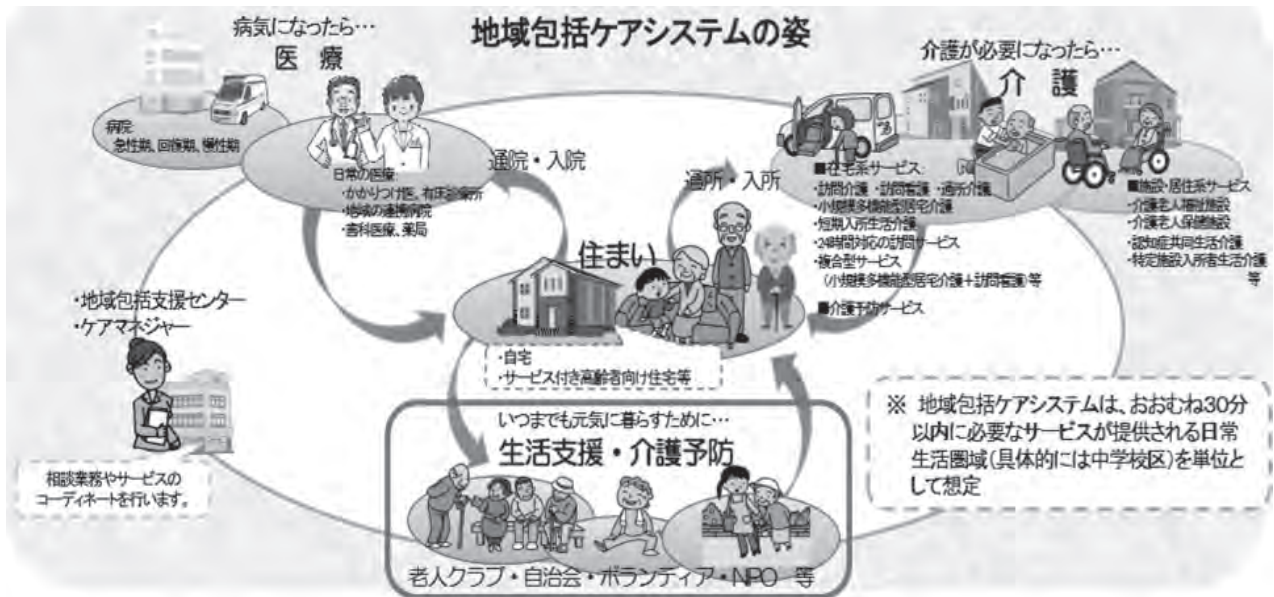


介護予防・日常生活支援総合事業について

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の実現が地域に求められています。実現するためには、市町村が地域の自主性や主体性に基づいて、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

こうした取組の一つが「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」）です。

この事業では、従来、要支援1・2の方に提供されていた介護予防給付（通所介護及び訪問介護のみ）と介護予防事業（寿いきいき教室やふれあい倶楽部など）を連携させ、総合的に実施することで、介護予防と生活支援に係るサービスを充実させることを目指しています。



出典：厚生労働省 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

また、総合事業の開始に合わせて、苫前町生きがいデイサービスセンターの役割が見直されました。

従来は、要介護認定を受けていない人向けのデイサービスを提供していましたが、平成27年度からは、要支援1・2の方と事業対象者（※）が利用できる施設に改め、元気いきいき体操を毎日のメニューに取り入れることで、利用者が元気になるための通いの場として機能しています。現在の利用者は、約50人となっています。

※事業対象者とは、介護認定の上では非該当ですが、25項目からなる「基本チェックリスト」による評価で、運動機能や口腔機能が低下していると判断された方のことです。

◆事業のお知らせ◆

- 1月24日（木）午前9時30分より苫前町公民館において「第5回寿いきいき教室」が開催されます。北海道総合福祉研修センターの池田ひろみ事務局長を講師に迎え、「介護を受けながら生きるといこと～介護予防の大切さと効果の期待～」と題して講話をいただきます。
- 2月8日（金）午前9時30分よりとままえ温泉ふわっとにおいて「ふれあい倶楽部」が開催されます。今回は「トールペイント」と「ふまねっと運動」を行う予定です。閉じこもり予防のために創作活動や軽体操を行って、参加者同士の交流を図りませんか？

お問い合わせ

苫前町地域包括支援センター

☎64-2215

医療費の限度額適用認定証と食事代金の減額認定証について

- 「高額療養費制度」とは** ※限度額を超えた医療費は国民健康保険が負担します。
 お医者さんでかかった医療費が高額になったときに、みなさんの負担が軽くなるように、窓口での支払いが自己負担限度額までになる制度です。
- 「限度額適用認定証」** ※認定証の発行は保険料の滞納がない世帯に限ります。
 「限度額適用認定証」は70歳未満の住民税課税世帯の国民健康保険の加入者と、70歳以上の現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの国民健康保険の加入者が交付対象となり、事前に交付を受けることで入院や通院する際に医療機関の窓口へ提示することで1つの医療機関での窓口の支払金額（保険診療分）を自己負担限度額までにとどめることができます。
- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」** ※認定証の発行は保険料の滞納がない世帯に限ります。
 「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、住民税非課税世帯の国民健康保険の加入者が交付対象となり、事前に交付を受けることで入院や通院する際に、医療機関の窓口へ提示することで1つの医療機関での窓口の支払金額（保険診療分）を自己負担限度額までに抑えられるとともに、標準負担額（入院時の食事代）が減額されます。

70歳未満の人の所得区分と限度額

同じ人が同じ月内に一医療機関に支払った自己負担額が、下表の限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。認定証（申請により交付）を提示することにより、外来・入院とも個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

適用区分	所得区分	自己負担限度額（月額）	
		3回目まで	4回目以降（※2）
ア	判定所得（※1）が901万円を超える世帯または未申告世帯	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	140,100円
イ	判定所得が600万円を越え901万円以下の世帯	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	93,000円
ウ	判定所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その越えた分の1%	44,400円
エ	判定所得が210万円以下の世帯（住民税非課税世帯を除く）	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 判定所得 = 総所得金額等 - 基礎控除（33万円）

※2 過去12ヶ月以内に、同じ世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

70歳以上75歳未満の人の限度額

70歳以上75歳未満の方は、外来（個人単位）の限度額Aを適用後、外来+入院（世帯単位）の限度額Bを適用します。外来・入院とも、個人単位で一医療機関の窓口での支払いは限度額までとなります。

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人単位）A	外来+入院（世帯単位）B
現役並み所得者Ⅲ	252,600円（総医療費 - 842,000円）× 1% <多数回該当：140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ	167,400円（総医療費 - 558,000円）× 1% <多数回該当：93,000円>	
現役並み所得者Ⅰ	80,100円（総医療費 - 267,000円）× 1% <多数回該当：44,400円>	
一般	18,000円 [年間上限14.4万円]	57,600円 <多数回該当：44,400円>
住民税非課税世帯（低Ⅱ）	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯（低Ⅰ）	8,000円	15,000円

●75歳に到達する月は、国民健康保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1となります。

●住民税課税世帯（現役並みⅡ・現役並みⅠ）の人は、「限度額適用認定証」の提示が必要です。

●住民税非課税世帯（低Ⅱ・低Ⅰ）の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。

マイプランをしつかりと **国民年金**
「必読! 20歳を迎える皆さまへ!」



国民年金は、年をとったときや、万が一というときの生活を現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。若いときに公的年金に加入し保険料を納めることで、年をとったときや病気・ケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに年金を受け取ることができま

す。国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもつて運営しているので安定しており、年金の給付は生涯にわたって保証されます。

老後のためだけじゃない

国民年金は、老後のためだけにありません。テレビや報道では、国民年金の話題となると老後のことばかりですが、実は老齢年金のほかに「障害年金」や「遺族年金」といった現役世代の方が受ける年金もあります。

#障害年金

病気や事故によって一定の障がいが残ったときに受け取

ることができます。

#遺族年金

国民年金の加入者が亡くなったときに、その加入者によって生計を維持されていた遺族(子のある配偶者や子)が受け取ることができます。

いづれも、受給要件を満たすと、年額77万9千円(平成30年度国民年金の場合。障がい程度や子がいる等により加算。)支給されます。ただし、保険料を免除等もせず未納となっていると受け取ることができません!

学生や若年者のために

#学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、御本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付を猶予することができます。学校教育法に規定される大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校等に通っている方は申請の対象となります。

まずは相談

これらの猶予制度のほか、

御本人、配偶者、世帯主の方の所得が一定以下の場合、保険料の一部や全額を免除する制度もあります。保険料を未納のままにしておくと、万が一の際にも年金を受け取ることができなくなってしまう

(お問合せ)
留萌年金事務所
☎0164-43-7211
税務町民課
☎64-2213

国民年金くわしくは

国民年金20歳 GO

1月 町税の納期

今月は、

道 町 民 税
固 定 資 産 税

の納付月です。
納期内納入にご協力願います。

金山真知子さんに留萌振興局長表彰



11月12日(月) 役場町長室で地域福祉の向上に寄与したとして金山真知子さんに留萌振興局長表彰(社会福祉課所管)の伝達が行われた。金山さんは平成12年4月から訪問介護員として18年間務め、地域福祉向上に尽力された。表彰状と記念品を受け取った金山さんは「とても恐縮です。皆さんを元気にするためには、まずは自分が元気であることが大事。家族や職場の皆さんの支えがあつてこそ。今後もお役に立つ機会があればお手伝いしたい」と述べていた。

地域社会貢献事業

まちの施設を整備していただきました

古丹別緑ヶ丘スキー場管理棟改修 ~ 苫前建設工業株式会社 ~

平成30年11月22日(木)・23日(金)の2日間苫前建設工業株式会社(寺島 登久雄代表取締役)が、古丹別緑ヶ丘スキー場リフト管理棟の改修を社会貢献事業として実施しました。



ありがとうございました。

とままえ落語会

柳家さん喬師匠が今年も苫前町へやってきます。本格古典落語の名手として名高いさん喬師匠の落語を是非ご観覧ください。

日時 平成31年2月18日(月) 開演18:30
会場 苫前町公民館
出演者 柳家さん喬・川柳つくし・柳家小傳次
料金 前売り



一般 1,500円(当日2,000円)
 高校生以下 500円(当日1,000円)
 ※前売りで完売した場合は、当日券はございません。
 ※苫前方面で送迎が必要な方は、お問い合わせください。

苫前冬の大運動会兼町民スキー大会

日時 平成31年2月3日(日)
受付 8:30～(苫前町公民館)
開会式 9:00(緑ヶ丘スキー場ロッジ)
競技開始 10:00
会場 古丹別緑ヶ丘スキー場(字古丹別)
種目 スキーの部、スノーボードの部、スレッドリレー
その他 「遊び場コーナー」もあります。
 ※詳細は後日チラシなどでお知らせします。



第27回北海道凧あげ大会・第46回苫前町凧あげ大会

日時 平成31年2月24日(日) 開会式9:30
会場 とままえ温泉ふわっと
部門 親子/小学1・2年生/小学3・4年生/小学5・6年生/
 中学生/高校・一般/大凧/連凧
申込み 2月15日(金)までに事務局へお申込みください。
その他 ・今年も各種アトラクションをご用意しております。
 ・特産品、売店コーナーも多数出店します。
 ・毎年好評の抽選券付きイベント通貨券を販売します。
主催 苫前町凧あげ大会実行委員会(苫前町公民館内)



本とあそぼう事業にご参加ください

苫前町公民館図書室では、読書ボランティア「おはなしの森ひなた」メンバーと一緒に小さなお子さんから楽しめるおはなし会を開催しています。是非、親子でご参加ください。

日時 平成31年2月2日(土) 10:00～11:00
会場 苫前町公民館図書室
内容 おはなし会(手遊び、絵本の読み聞かせ、パネルシアターなど)
 設定遊び「手作りおもちゃの作成」
その他 申込みはいりません。当日会場へお越しください。



～あなたの生涯学習、応援します～

苫前町公民館

電話 65-4076 FAX 65-3220
 E-mail shakaikyoiku@town.tomamae.lg.jp

☆ 110番通報の適切な利用の促進及び警察相談専用電話（#9110）等の紹介と周知について

緊急通報は110番、相談電話は「#9110」に！

110番は、緊急の事件・事故などを、いち早く警察へ通報するための緊急電話です。

110番に出た警察官が、事件・事故の内容に基づいて必要な事項を質問します。慌てず落ち着いて正しく答えてください。

警察官が早く現場に到着できるよう、その場所の住所や付近の目標となる建物などを正しく伝えてください。

携帯電話で110番する場合、車で移動しながらの通報や歩きながらの通報は通話が途切れることがありますので控えてください。

また、車を運転しながらの通報は法令違反となる場合がありますので、車を安全な場所に停止して通報をしてください。

メール110番は、耳や言葉の不自由な方や、声を出せない状況にある方がインターネットに接続可能な端末のEメール機能を利用して緊急通報するシステムです。通報するときには「事件・事故の内容」のほか、「住所や目標となる建物」、「メールアドレス」を正しく入力してください。

緊急の対応を必要としない遺失物・拾得物の届出、諸手続に関する照会などは、最寄りの警察署、交番・駐在所の電話を、相談や警察業務に関する意見・要望は、短縮ダイヤル「#9110」の警察相談専用電話をご利用ください。

ダイヤル回線電話、IP電話等で短縮ダイヤルが利用できない場合は、下記の最寄りの番号におかけください。



- 北海道警察本部・・・011-241-9110
- 函館方面本部・・・0138-51-9110
- 旭川方面本部・・・0166-34-9110
- 釧路方面本部・・・0154-23-9110
- 北見方面本部・・・0157-24-9110

問合せ先 羽幌警察署 0164-62-1110

イベントカレンダー

1月→2月

日	月	火	水	木	金	土
1月						
20	21	22	23 乳児健診・相談 (公民館)	24 寿いきいき教室	25	26 留萌管内南部地区子ども下の句かるた大会(公民館) 午前9:00～
27	28	29	30	31	2月 1	2 本とあそぼう(公民館) 午前10:00～
3 苫前冬の大運動会兼町民スキー大会(緑ヶ丘スキー場) 午前9:00～	4	5	6 ラッコクラブ⑤	7	8 健康相談(公民館) 午前10時～ 午前11時30分	9
10	11	12	13 1歳6ヶ月児・3歳児健診(公民館)	14	15	16
17	18	19 健康相談(福祉センター) 午前10時～午前11時				

自賠責保険・自賠責共済のご案内 「免許よし！ヘルメットよし！自賠責は！？」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成28年度の事故発生件数は約50万件、死傷者数は約62万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の救済を目的としています。

1人1人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！

【問合せ先】

国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局輸送部門 担当者：片山
☎ 0166-51-5272

歩行型除雪機による事故を防ごう！！

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、使用者の責任において、正しく、安全に作業を行ってください。

- (1) 安全装置が正しく作動しない状態では絶対に使用しない。
- (2) 除雪機を使用する場合は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせない。また、不意に人が近づいた場合には除雪機を直ちに停止できるような状態で除雪を行う。
- (3) 投雪口に詰まった雪を取り除く際には必ずエンジンを停止し、オーガやブロワの回転が停止したことを確認してから雪かき棒を使用して雪を取り除く。
- (4) 除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用する。

☐問合せ・・・一般社団法人日本農業機械工業会内 除雪機安全協議会

☎ 03-3433-0415 Webサイト <http://www.jfmma.or.jp>

交通事故の援護制度

交通事故被害世帯の皆さんに次のような援護制度がありますので、ご利用ください。

【交通遺児等育成資金貸付（無利子）】

- 対象** 自動車（バイク含む）事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなったご家族のお子様で、0歳から中学卒業まで
- 貸付金額** 一人につき最初一時金15万5千円、以後月額2万又は1万円（選択制）、小・中学校入学時に入学支度金4万4千円
- 返還方法** 貸付終了後、原則として20年以内の月々均等払いにより返還
- その他** 高校、大学等に在学中は返還猶予が可能です

【重度後遺障害者介護料支給】

- 対象** 自動車（バイク含む）事故により、脳、脊髄、または胸腹部臓器に損傷を受け、常時または随時の介護を必要とする方で一定の要件に該当する方（自損・他損は問いません）
- 支給額** 月額29,290円～136,880円の範囲で、障害の程度や介護費用の支出に応じて支給 ※「短期入院」費用も別途支給
- 注意** 介護保険サービス、労災の介護給付等の併用はできません

◆申込み先・問合せ先 独立行政法人 自動車事故対策機構旭川支所

☎ 0166-40-0111

所得税の確定申告の記載指導について

平成30年分所得税の確定申告は、平成31年3月15日（金）までに税務署に申告しなければなりません。町では所得税の確定申告期間にあわせて申告書の記載指導及び申告書の受付を実施します。申告が必要な方は是非ご利用ください。

○対象者

給与のほかに所得がある方、2カ所以上から給与をもらい年末調整されていない方、医療費・寄付金・住宅ローン控除など確定申告をすると所得税が還付される方など

○日時と場所

2月5日（火）～14日（木） 午前9時から午後5時まで 苫前町役場 特設会場
 2月15日（金） 午前9時から午後6時まで 苫前町公民館 多目的ホール
 ※土日祝を除く

○申告に必要なもの（持参するもの）

①賃金・給料等及び年金等の源泉徴収票（給与・年金支払報告書）、②マイナンバー（個人番号カード。ない場合は通知カードと運転免許証などの本人確認書類）、③印鑑、④生命・地震保険料等の領収書や払込証明書、⑤医療費控除の明細書または医療費通知（医療費のお知らせなど）、⑥健康保険料（税）、介護保険料、国民年金保険料等の領収書等支払額がわかるもの、⑦金融機関の口座番号

○留意事項

上記の詳細、町道民税申告の記載指導については、別途町ホームページや回覧等でお知らせします。青色申告、消費税・雑損控除・土地・建物及び株式などの譲渡所得・贈与税の申告は受付できませんので、税務署で手続きいただくかe-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用ください。

お問い合わせ先 苫前町税務町民課税務係（TEL：64-2213）

〈お詫び〉
 広報12月号掲載のP15 特別会計決算の風力発電事業特別会計の所の文言が、簡易水道事業特別会計の文言と2重掲載となっていました。風力発電事業特別会の文言を削除し訂正します。誤りがありましたことを深くお詫び申し上げます。

編集雑記帳
 昨年中は、いろいろな取材をさせていただきました。ご協力いただきありがとうございました。また、情報提供をいただきましたが紙面の関係で掲載できなかった記事もございました。すみませんでした。些細なことでも結構ですので情報提供をお待ちしております。（P）

情報提供先
 企画振興課広報広聴係（☎64-2212）

東京苫前会の会員募集について

あなたも「ふるさと苫前」の応援団になってみませんか？「東京苫前会」は、東京近郊に在住する苫前町出身者や、苫前町に居住していた方、苫前町にゆかりのある方など、苫前町を応援して下さる方々が集い、会員相互の親睦を図るとともに、「ふるさと苫前」の発展に寄与することを目的とした会で、平成30年8月に発足しました。

発足したばかりですので、会の組織体制も活動内容も、正にこれから会員の皆さんと一緒に、つくり上げていきたいと考えていますので、興味のある方は、ぜひご連絡ください。

苫前町ホームページ URL <http://www.town.tomamae.lg.jp/mobile/section/kikakushinko/oa5p850000003j0g.html>

お申込み、お問合せは

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭37番地の1 苫前町役場内
 東京苫前会事務局（企画振興課地方創生・人口対策係）
 電話0164-64-2212 / FAX 0164-64-2142
 E-mail kikakushinko@town.tomamae.lg.jp

〓厚志に感謝します

苫前町へ

○苫前 小野寺 利枝 様

苫前町内会へ

○苫前 小野寺 利枝 様

香老園老人クラブへ

○香川 小山 千代子 様

町社会福祉協議会へ

○苫前 小野寺 利枝 様

○香川 小山 千代子 様

戸籍の小箱

ご成長をお祈り申し上げます

氏名 父/母 出生日 住所
 立松 湊 長女 千恵子 11/19 旭
 地島千百合 二男 陽浩 子二 11/27 岩見
 櫻井 風 二女 真宏 希和 12/4 苫前

謹んでお悔やみ申し上げます

氏名 年齢 死亡日 住所
 十川 ソノ 93歳 11月19日 香川
 伊藤美枝子 69歳 12月2日 古丹別



苫前町人事行政の状況

ダイジェスト版

平成29年度分の人事行政の運営の状況について、地方公務員法に基づき次のとおり公表します。

1 職員の任免

1) 職員数、退職者数及び採用者数（平成29年度）

平成29年4月1日現在の職員数 A	平成29年度中の退職者数	平成29年度中及び平成30年4月1日採用者数	平成30年4月1日現在の職員数 B	対前年増減数 B-A
67人	2人	5人	70人	3人

2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	合計
職員数	1人	2人	6人	5人	4人	8人	9人	13人	6人	11人	5人	0人	70人

3) 部門別職員数と推移

部門別	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数（率）	過去10年間の増減数（率）
一般行政	49	49	50	51	51	49	50	1（2.0%）	1（2.0%）
教育	10	9	9	10	9	9	10	1（11.1%）	0（0.0%）
普通会計	59	58	59	61	60	58	60	2（3.4%）	1（1.7%）
公営企業等会計	8	9	9	8	9	9	10	1（11.1%）	2（25.5%）
総合計	67	67	68	69	69	67	70	3（4.5%）	4（4.5%）

2 職員の給与

1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（29年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）28年度の人件費率
29年度	3,134人	5,669,745千円	13,395千円	590,475千円	10.4%	8.6%

2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
29年度	58人	223,284千円	3,6371千円	88,126千円	351,181千円	5,963千円

（注）1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。

3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

区分	苫前町	類似団体平均	全国町村平均
29年度	95.6	95.5	96.4
24年度	96.5	94.8	95.5

（注）1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものの

4) 一般行政職給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500
最高号級の給料月額	247,100	303,800	349,600	380,600	392,600	409,800

5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
苫前町	41.9歳	321,774円	363,040円	358,326円
北海道	44.4歳	328,317円	392,359円	370,658円
国	43.6歳	330,531円	—	410,719円
類似団体	40.8歳	295,601円	334,798円	325,655円

（注）1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

6) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区分	苫前町	北海道	国	
一般行政職	大学卒	179,200円	179,200円	179,200円
	高校卒	147,100円	147,100円	147,100円

7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成30年4月1日現在)

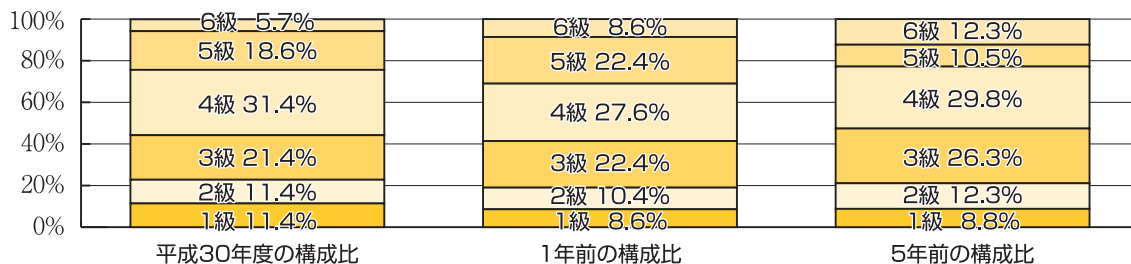
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	245,600円	279,100円	318,700円
	高校卒	223,900円	246,600円	291,050円

(注) 各経験年数区分は、近似の階層を含めて平均したものである。

8) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事、技師、保健師、栄養士、介護支援専門員、主事補及び技師補の職務 2 定型的な業務を行う職務	8人	11.4%	142,600円	247,100円
2級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	8人	11.4%	192,700円	303,800円
3級	1 係長、保健師長又は主査の職務 2 困難な業務を行う主任介護支援専門員又は主任栄養士の職務	15人	21.4%	228,900円	349,600円
4級	1 課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務 2 特に困難な業務を行う係長、保健師長又は主査の職務 3 特に困難な業務を行う主任介護支援専門員、主任栄養士の職務	22人	31.4%	262,000円	380,600円
5級	1 会計管理者の職務 2 課長、室長、支所長、技師長、参事、教育委員会の課長、議会事務局の長、公民館の長又は農業委員会の事務局長 (以下「課長等」という。)の職務 3 困難な業務を行う課長補佐、次長、技幹又は主幹の職務	13人	18.6%	288,000円	392,600円
6級	1 会計管理者の職務 (2の職務との均衡上特に必要がある場合) 2 困難な業務を処理する課長等の職務	4人	5.7%	318,500円	409,800円

(注) 1 苫前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。 2 標準的な職務内容とはそれぞれの級に該当する代表的な職務である。



9) 期末手当・勤勉手当

苫前町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,495千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,686千円	-
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

10) 退職手当 (平成30年4月1日現在)

苫前町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.2775月分	勤続25年	28.0395月分	33.2775月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 2~45%加算		その他の加算措置	・定年前早期退職特例措置 2~45%加算	
1人当たり平均支給額	387千円	20,780千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年に退職した職員に支給された平均額である。

11) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）			－千円
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）			－円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）			－%
手当の種類（手当数）			－件
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに黄熱、結核及びハンセン症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは感染症の疑いのある者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事した職員		1日につき500円
死体処理作業手当	死体の処理作業に従事した職員		1日につき2,000円
除雪作業従事手当	運転技術員が午後5時から翌日の午前6時までの間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下において行う除雪車による除雪作業に従事したとき		1時間につき60円
異常圧力内作業手当	職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき		1時間につき、潜水深度に応じて310円から1,500円の範囲内の額
牛馬取扱手当	牛馬に行うピロプラズマ等の予防接種作業に従事したとき		1日につき230円

12) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	10,744千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	233千円
支給実績（28年度決算）	7,336千円
職員1人当たり平均支給年額（28年度決算）	159千円

13) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	町長	714,000円		820,000円/492,000円
	副町長	612,000円		667,000円/443,000円
報 酬	議長	260,000円		316,000円/176,000円
	副議長	220,000円		251,000円/122,400円
	議員	190,000円		230,000円/103,000円
期末手当	町長・副町長	(29年度支給割合) 4.40月分		
	議長・副議長・議員	(29年度支給割合) 4.40月分		
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	714千円×在職年数×512.6/100 612千円×在職年数×323.4/100	1,464万円 792万円	任期ごと 任期ごと
寒冷地手当	町長・副町長	(29年度支給割合) 一般職と同じ		

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇については、苫前町職員の勤務時間、休暇等に関する条例により定められている。なお、休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇がある。

1) 勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

職員の勤務時間は、8時30分から17時15分までの1日7時間45分、週38時間45分である。
1日のうち1時間の休憩時間がある。

区 分	範 囲	性 格
勤務時間（休憩時間を除く）	8:30～17:15	職務専念義務の課せられている時
休憩時間	12:00～13:00	労働から離れることを保障された時間
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	勤務時間を割り振らない日
休日	国民の祝日12/31～1/5	特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日

(注) 1「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における一般行政職の職員の基本給の平均である。

2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、職員に暦年に20日付与される。なお、年の途中で採用された職員には、採用された月に応じて2日から20日までの範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与される。また、その年に取得しなかった年次有給休暇の日数は、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。

職員1人当たり平均取得日数(29年)	11.6日
--------------------	-------

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

1) 分限処分の状況

分限処分は、公務の能率の維持とその適正な運営の確保の目的から、一定の法定事由がある場合に、降任、免職又は休職とする処分である。平成29年度については、分限処分はなかった。

2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に法令違反、職務上の義務違反又は職員としてふさわしくない非行があった場合に、戒告、減給、停職又は免職とする処分である。

処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
件数	0件	0件	0件	0件	0件

5 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1) 職場研修

職場研修は、主に上司が部下の啓発・向上を意図して、計画性を持って仕事を通じ、あるいは仕事に関連させつつ個別に指導し、育成することを基本とした研修である。日々の仕事の中での上司から部下への説明、ほめる・しかる、率先垂範、権限委譲等はもちろんのこと、職場会議、職場内勉強会、さらには、部下から上司に対するパソコンの操作説明に至るまで、すべてが職場研修となる。この職場研修を支援するため、「職場研修マニュアル」を活用するなどし、職場研修の活性化に努めている。

2) 一般研修(研修所派遣)等

職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能その他基礎的教養を一般的に習得させることあるいは専門的分野の技能を高めることを目的として、階層別に職場外の研修所等に職員を派遣している。

区分	一般研修	専門研修	町村会研修	道外派遣研修	合計
件数	15件	3件	6件	0件	24件
人数	19名	3名	12名	0名	34名

3) 特別研修(自己啓発)

職員研修は、職員各自が個人の自覚と意欲に基づいて行う自己啓発が基本であることから特別研修として位置づけ、必要な支援を進めている。

4) 勤務成績の評定の状況

本町では、勤務成績の評定制度を導入していない。ただし、全職員について、その昇給時期と勤勉手当支給時において、所定の勤務日数を勤務していない職員に対して昇給号棒数を減するなどの措置を行っている。これにより、平成28年度中に昇給号棒数を減じられた職員は3人、勤勉手当を減額された職員は、該当がなかった。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

1) 勤務時間の状況(平成30年4月1日現在)

労働安全衛生法に基づき、職員の定期健康診断及びその他の健康診断を実施している。

内容	定期健康診断	人間ドック	がん検診
受診者数	7名	57名	0名

2) 公務災害の状況

公務中・通勤途上に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の補償を行っている。平成29年度に公務災害及び通勤災害の補償を受けた職員は1名である。

3) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して任命権者による適当な措置が執られるよう要求することができる。平成29年度については、措置要求はなかった。

4) 不利益処分に関する不服申立の状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立をすることができる。平成29年度においては、不服申立はなかった。

ちびっこギャラリー

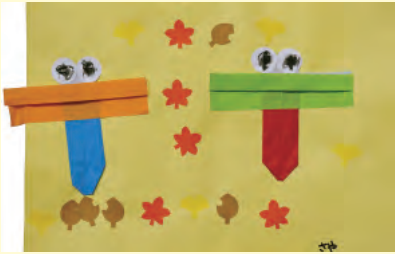
古丹別保育所園児の作品

【とんぼ】

黄組

上田 采弥さん

とんぼのしっぽをおるのがむずかしかったです。



【はりねずみ】

赤組

小野寺 円華さん

はりねずみがにんじんをたべています。



【はりねずみ】

赤組

森 友輝くん

はりねずみのおうちをおおきくかきました。



【おゆうぎ会の絵】

青組

平井 みちるさん

ほんもののいろとそっくりかくのがむずかしかったです。



【カボチャとおばけ】

桃組

村上 駆月くん

カボチャをハサミできるのがむずかしかった。



【カボチャとおばけ】

桃組

立松 みのりさん

おばけのかおがかわいくかけました。



【おゆうぎ会の絵】

青組

鴨田 望美さん

うしろのマントをしょうずにかけてうれしかったです。



【おゆうぎ会の絵】

青組

瀬川 莉愛さん

みんなをいっしょにかくのがたいへんでした。



【おゆうぎ会の絵】

青組

能登 梨々香さん

ふくをかかのがむずかしかったです。



新規銃猟免許取得費・新規銃猟免許取得者銃器等購入費補助のお知らせ

農林有害鳥獣被害を防止するため、農林有害鳥獣駆除に必要な銃猟免許の新規取得者の取得に係る経費と、新規銃猟免許取得者が農林有害鳥獣駆除に必要な銃器及び保管庫等の購入費の一部を補助する制度を設けています。

■助成対象（以下の要件をすべて満たすこと）

- ・銃砲所持許可を取得し、狩猟免許における第1種銃猟免許及びわな猟免許を新規に取得した者
- ・北海道猟友会羽幌支部苫前部会員で構成する苫前町猟友会に所属した者で、苫前町が実施する農林有害鳥獣等駆除業務に協力できる者
- ・苫前町町税の滞納者に対する特別措置に関する条例第2条第1項第1号に規定する町税滞納者でない者

※新規銃猟免許取得費補助及び銃器等購入費補助の金額や申請の際に必要な書類については下記へ問い合わせ願います。

農林水産課農政係 (☎64-2314)